

基 発 1212 第 3 号
令和 6 年 12 月 12 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

標記について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 57 条の 4 第 1 項の規定に基づき届出のあった化学物質及び同条同項の既存の化学物質として政令に定める化学物質のうち、有害性の調査の結果について学識経験者の意見を聴取し、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たものについて、「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 5 年 5 月 17 日付け基発第 312 号の 3 の別添 1。以下「指針」という。）の対象物質に追加することとし、別添により関係事業者団体に対して、指針に基づく措置を講ずるよう周知していただきたい旨要請したところである。

ついては、貴職におかれても、管内の事業者に対して、別添の別紙 1（1）に掲げる化学物質を製造し、又は取り扱う際には、指針に基づく措置を講ずる等、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう周知されたい。